

【事案Ⅱ－４】死亡共済金請求

・平成 26 年 11 月 6 日 裁定終了

<事案の概要>

被共済者が急性肝炎にて入院中、肝生検終了後腹腔内出血により死亡したため、不慮の事故に該当するとして請求したが、約款・事業規約の「10.外科的および内科的診療上の患者事故」で「外因死」ではあるが「ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する」との規定から不慮の事故等による災害死亡共済金の支払事由に該当しないことを理由に災害死亡共済金が支払われないことを不服として申立てがあった。

<申立人の主張>

災害死亡共済金 600 万円を支払え、との判断を求める。

- (1) 被共済者は急性肝炎により入院中、肝生検終了後、腹腔内出血のため、平成 25 年 3 月 25 日死亡した。

腹腔内出血に至った原因は『病理解剖報告書』の通りであり、出血を止められなかった原因は「検査手術」であるという考えの甘さがあり、エコー下肝生検同意書に「万一合併症が生じた場合には最善と考えられる対処をさせていただきます。」と主治医がサインをしているにもかかわらず、検査を行った主治医は検査終了後、他の手術に入り最初の対応を研修医にまかせた。また、血液型は Rh- A 型で、準備されておらず、血液到着が遅れ、輸血が遅れた。さらに疾病は自己免疫性肝炎の疑いであり、薬により治療可能であった。(本人は亡くなる当日、検査終了まで体調不良の自覚症状もなく、笑顔で談笑)

- (2) したがって、申立人は不慮の事故に該当するものとして請求したが、共済団体は約款・事業規約の「10.外科的および内科的診療上の患者事故」で「外因死」ではあるが「ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する」との規定から不慮の事故等による災害死亡共済金の支払事由に該当しないことを理由に災害死亡共済金を支払わない。

- (3) このような検査は、とうていあり得ない医療行為であり、本件は「疾病の診断、治療を目的としたもの」ではない。

よって、ただし書きは、排斥され、「分類項目 10.外科的および内科的治療上の患者事故」にあてはまる。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

(1) 死因が「外因死」であることは争わない。

被共済者の死亡の直接の原因は急性肝炎の原因診断を目的として行われた検査で腹腔内の大量出血をきたしたことである。これは約款・事業規約における「10.外科的および内科的診療上の患者事故」に他ならない。したがって、「外因死」であることは争わない。

しかし、同時に約款・事業規約で「ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する」と規定している。被共済者は急性肝炎の原因診断を目的として肝生検を受けたのであり、本件はこのただし書きに該当する。したがって「外因による事故の範囲」から除外されるので、不慮の事故等による災害死亡共済金の支払事由に該当しない。

(2) 「エコー下肝生検用説明書」にあるように、本件における肝生検は被共済者の同意承諾の下で行われたものである。申立人は「病院において輸血用血液型検査をしていなかったこと、輸血用血液を確保していなかったこと、主治医が最善を尽くす状況でなかったことを挙げて本件検査を「到底ありえない医療行為であり『疾病の診断、治療を目的としたもの』ではない」としているが、術前の説明と一部異なる状況が生じたからといって、本件検査が「疾病の診断、治療を目的としたもの」でなくなるものではない。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 本件は、医療過誤を疑わせる医療事故であり、外科的および内科的診療上の患者事故によるものであり、不慮の事故による外因死であることは共済団体も認めており、争いが無い事実である。
- (2) したがって、その場合の除外事由である「ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。」に該当するか否かが問題となる。
- (3) そこで、本来の疾病による死亡ではなく、医療過誤が原因となった死亡のような場合にも本件のただし書き「ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。」に該当するか否かを検討する。

共済契約等において、「分類項目 10. 外科的および内科的診療上の患者事故」を不慮の事故と認めながら、「ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。」としているのは、医療行為が元々リスクの大きい行為であるが、それを、診療の契機が傷害ならば一律に支払の対象内の事故とし、その契機が疾病の場合は一律に支払の対象外として、単純明確な基準で区別しようとしたものと解される。医療過誤が介在したか否かによってその結論に差が生じるとすれば、その場合は、診断、治療内容を精査検討しなければならず、しかも、その判断には著しい困難が伴うことは容易に理解できることであるから、医療過誤の有無などの医療行為の内容には立

ち入らずに、その支払い対象の有無を、診断、治療行為の契機が、傷害か疾病かによって区別したと考えるのが合理的であると考えられる。

その場合、医師の故意や患者の取り違いなどの全く治療行為とはいえないような場合は格別、そうでない場合は、医師や病院のスタッフの過失の有無・大小にかかわらず、「ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。」に該当することから不慮の事故等による災害死亡共済金の支払事由には該当しないと解すべきである。